龠

濉

描

账

严

阃

電話番号

内鄉

熊本県情報公開条例第 13 条を適用する理由

残りの行政文書について 開示決定等をする期限

併

ш

開示請求に係る行政文書 のうち相当の部分につき 開示決定等をする期間

併 併

ш Ш

ふき

ېږد

熊本県情報公開条例第 12 条第1項の規定によ る決定期間

併 併

ш ш

ぶま から 別記様式第6号

噩 宗 、決定

等期

囲祭匆

延長通

出

別記様式第7号

₩ 狻 茏 崖 出 唺

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。 爂 熊本県公安委員会 熊本県情報公開条例第13 熊公委第 年

| 行政文書の名称その他行 | 政文書を特定するに足り る事項

平

Н

中中

(日本工業規格A4)

| 艑 | 移ぶした理由 | 移送した年月日 | 移送を受けた実施機関の 担当所属 | 移送を受けた実施機関 (開示決定等をする実施 機関) | 移送をした実施機関の担 当所属 | 行政文書の名称その他行 政文書を特定するに足り る事項 | 年 月 日付第1項の規定により、次のと第1項の規定により、次のとなる。本件開示請求に係る | × | |
|---|--------|---------|---------------------|----------------------------------|--------------------|-----------------------------------|--|------------|-----------------|
| | | 年月日 | 電話番号 | | 電話番号 | | 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。 なお、本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関において行います。 | | |
| | · | | 内獭 | | 内装 | | いては、熊本県情報公開条例第14条 いて行います。 | 熊本県公安委員会 印 | 熊公委第 号 年 月 日 |

(日本工業規格A4)

別記様式第8号

別記様式第9号

意見書提出機会付与通知書

| 審 | 意見書の提出先(担当所属) | 開示請求に係る行政文書 に記録されているあなた (責団体)に関する情報 の内容 | 開示請求の年月日 | 開示請求に係る行政文書 の表示 | 今回、あなた(貴団体)に関 定による期示請求がありました 出することができますので、同 なお、提出された意見書は、 いただきます。 | | |
|---|---------------|--|----------|--------------------|--|----------|-------------|
| | 電話番号 | | 年月 | | で関する情報が記録されている行政文書について、熊本県情報公開条例第したが、この行政文書を開示することに関し、 年 月 日まで意 同条例第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。 は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考 | 聚 | |
| | | | ш | | いる行政文書について、 示することに関し、 規定により、次のとおり 数文書を開示するかどう | 熊本 | |
| | 为樂 | | | | 熊本県情報公開条例 年 月 日まで 毎 日まで 通知します。 かの決定に当たり参 | 熊本県公安委員会 | 熊公委第 年 月 |
| | | | | | 1第5条の規 2.意見書を提 3.考とさせて | 平 | 田神 |

(日本工業規格A4)

(日本工業規格A4)

| 審 | 熊本県情報公開条例第 15条第2項第1号又は 第2号の規定の適用の区 分及び当該規定を適用す る理由 | 意見書の提出先(担当所属) | 関示請求に係る行政文書 に記録されているあなた (貴団体)に関する情報 の内容 | 開示請求の年月日 | 開示請求に係る行政文書の表示 | 今回、あなた(費団体)に定による開示請求がありましたとができますので、 はお、提出された意見書にいただきます。 | | |
|---|--|---------------|--|----------|----------------|---|------------|-------------|
| | | 電話番号 内線 | | 年月日 | | 今回、あなた(費団体)に関する情報が記録されている行政文書について、熊本県情報公開条例第5条の規定による開示請求がありましたが、この行政文書を開示することに関し、年月日まで意見書を提出することができますので、同条例第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。なお、提出された意見書は、本件開示決定に係る行政文書を開示するかどうかの決定に当たり参考とさせていただきます。 | 熊本県公安委員会 印 | 熊公委第 号年 月 日 |

(日本工業規格A4)

Ή (

)については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格A4)

別記様式第10号 開示に反対する場合の反 対の理由 開示についての意見 熊本県公安委員会 開示することで生じ る支障等 併 雾 Д 2 日付け 反対する理由 開示に反対する。 開示しても差し支えない。 反対する部分 意見者 行政文書の 法人その他の団体にあっては、 ・主 た る 事 務 所 の 所 在 地 法人その他の団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名 Ж Ħ 法人その他の団体にあっては、 担当者の氏名及び連絡先し 严 継 関示に保 号で通知のあった件について、次のとおり回答します。 Ñ る意見書 光 柘 严 電話番号(併 Я ш

別記様式第11号

行政文書の開示決定に係る通知書

| 龕 | 苗 | 安 麗 示 | 麗米 | 噩 | 選出 | 開行)の正常費内 | 麗のド名 | 金」なっ に | | |
|---|---------|-------|--------|----------------------|---|--|--------------------|--|------------|-------------|
| | 胀 | しない | がを実 | 宗教 | 荣 沪 | 決象団容定さな | 語 株 火 ご | 部部がの戦し、日畿といい、日畿といい、日本 | | |
| | 柜 | 7 7 2 | をを | 所 9 | かってか | したに たい駅 作る中 | 開示請求に係る行政文書 の名称 | 年月の開発を開いて、 ののでは、 ののでは、 | | |
| 洲 | Ì | した部 | & ⊞ | 表示 | 温田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 開示決定をした行政文書 に記録されているあなた (貴団体)に関する情報 の内容 | 政文書 | サ 日 付け す る こ と が 果 る S 思 と と と と さ と と き さ き | | |
| | 電話番号 内線 | | 年 月 日・ | 年 月 日付け熊本県公安委員会指令第 号 | | | | 年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその(全部) を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。(一部) を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。 | 熊本県公安委員会 印 | 熊公委第 号年 月 日 |